

経過左記ノ通

記

既報従業員三名ノ轉勤問題ニ付キ接衝セル府下亀戸町六丁目三十三番地土木請負業長尾善作ハ六月十九日工場長平林武一ヲ自宅ニ訪ヒ従業員長尾善作ハ六月十九日工場側ノ意向ヲ尋ね更ラニ同床ニ組合代表上條慶一従業員代表小島重一郎等ヲ招致シ労賃ヲ會見セルノ種々折衝ノ結果漸ク午後十時ニ至リ妥協成立シ別記覚書ヲ交換圓滿解決ヲ告ケタリ

右及申(通)報候也

別記

覺書

概

一、定期昇給ハ年二回トすること

撤回

二、皆勤手当並ニ寄宿舎事ヲ皆勤手当ニ獎勵ノ意味ト於て夜業禁止後改メテ新制度を作り実於すること

三、寄宿舎ノ自由外出(現行通)ハ可成親切に取扱ふこと

四、寄宿舎並ニ食事ノ改善ハ承認すること

五、寄宿舎並ニ休養室新設ヲ承認すること

六、寄宿舎並ニ食事ノ改善並ニ労資双方ノ調査研究ノ上下否ニ決定すること

七、社宅ハ役宅を除キ全棟成る可く低賃者ト收受す。之を別とし低賃補助料は善意を以て將來考慮すること

八、湯水並ニ給湯止後ニ於ても月収入を低下せしむること即ち日給者ノ賃金を往勤通とし課税者並ニ對しては月収入を低下せしむ。標準賃の値上と行ふこと

九、運勤場ノ移設は本社に於て考慮しつゝ、ある問題等を以て可及的速カク完成

十、社ノ問題に關しては職権者と絶對に交渉すること

十一、此ノ問題に關しては職権者と絶對に交渉すること

十二、此ノ問題に關しては職権者と絶對に交渉すること

十三、此ノ問題に關しては職権者と絶對に交渉すること

十四、此ノ問題に關しては職権者と絶對に交渉すること